

第 95 号議案

指定管理者の指定の件（市営住宅等）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
東灘区、灘区、中央区、兵庫区及び長田区に存する市営住宅及び共同施設	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社・シンコースポーツ兵庫共同企業体 代表者 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
北区、須磨区、垂水区及び西区に存する市営住宅及び共同施設	神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号 TC神鋼不動産サービス株式会社 代表取締役 松村 勝教	

備考 指定期間の末日までに神戸市営住宅条例別表第1若しくは別表第5又は神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第9号）別表第1若しくは別表第3に規定する名称又は位置に変更が生じたときは、変更後の当該別表に規定する施設を含むものとする。

理 由

市営住宅等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。